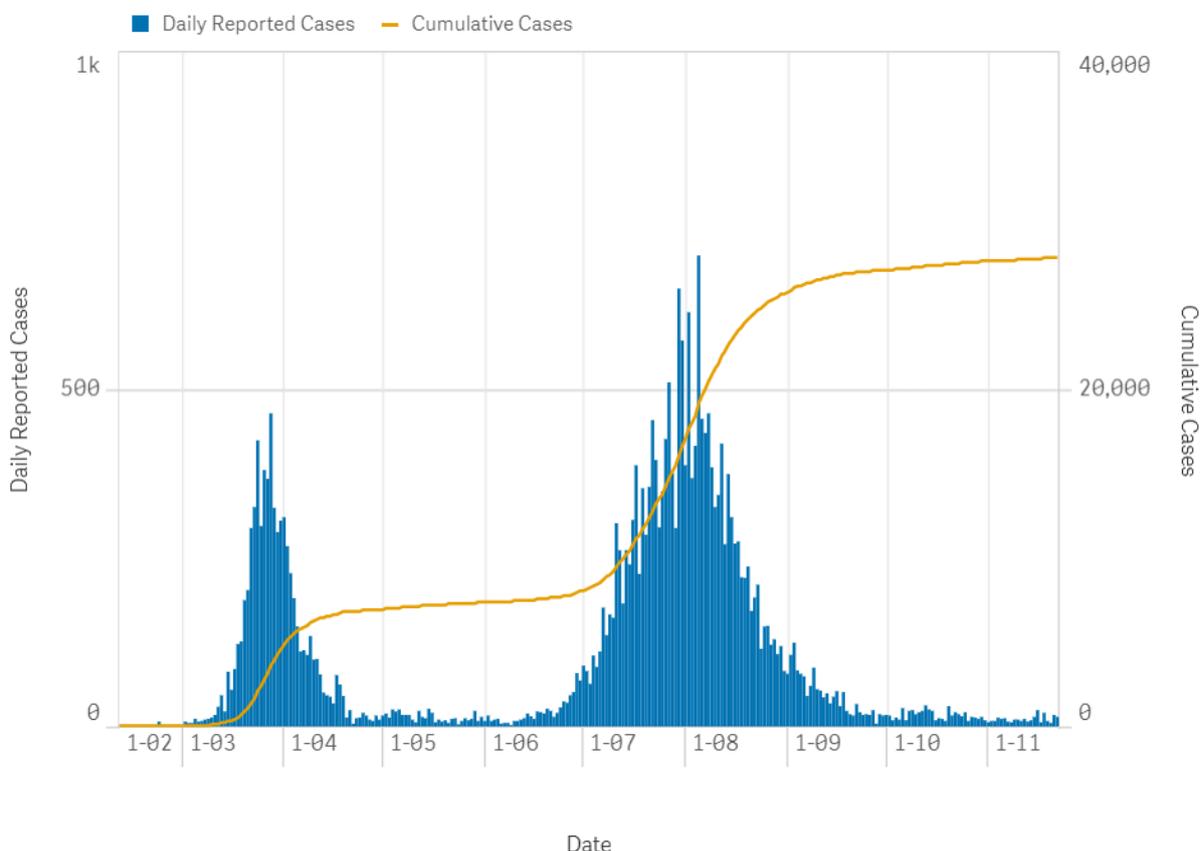


1. 新型コロナウイルス最新情報

オーストラリアでの日々の感染者数は11月以降も特段増加しておらず直近（11月22日現在）は**14人**となっています。内訳は、ニューサウスウェールズ州11人、南オーストラリア州2人、クイーンズランド州1人となっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 22/11/2020



ビクトリア州では**23日連続で新規感染者がゼロ**となっており（11月22日現在）、11月23日からは、**屋外でのマスク着用が原則不要**となったり、ニューサウスウェールズ州との州境が**開放**されたりしています。また、11月30日からは**従業員の最大25%が出勤可能**となります（従業員が40人未満の会社は10人まで出勤可能）。

2. 新規雇用補助金制度 (JobMaker Hiring Credit)

10月6日に発表された2020/21年度連邦政府予算案の1つにJobMaker Hiring Creditという新規雇用補助金制度が含まれています。当ニュースレター前月号にて概要を説明させていただきましたが、今月号においてはその詳細について以下まとめております。

【概要】

- ・ **若年層求職者**を新規雇用した場合に**雇用者が補助金を受給可能**
- ・ 当補助金制度の管轄はオーストラリア国税庁 (ATO)

【期間】

- ・ **2020年10月7日～2021年10月6日** (12ヶ月間) における新規雇用

【補助金額】

- ・ 雇用開始日から最大12ヶ月間において以下の補助金を支給
 - 16～29歳：**週200ドル/人**
 - 30～35歳：**週100ドル/人**

【申請条件】

雇用者

- ・ JobKeeper Payment (雇用維持支援) を受給している雇用者は同時に申請不可
- ・ ABN (Australian Business number) を保有している
- ・ PAYG (Pay As You Go) に登録している
- ・ STP (Single touch payroll) により報告している など

従業員

- ・ 四半期平均で**最低20時間/週**の勤務
- ・ 16～35歳
- ・ 雇用される前の3ヶ月のうち少なくとも1ヶ月、JobSeeker Payment 等を受給

【申請方法】

- ・ 雇用者がATOに登録し四半期ごとに申請 (2021年2月より申請開始)

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。